

農家 × 秋田市

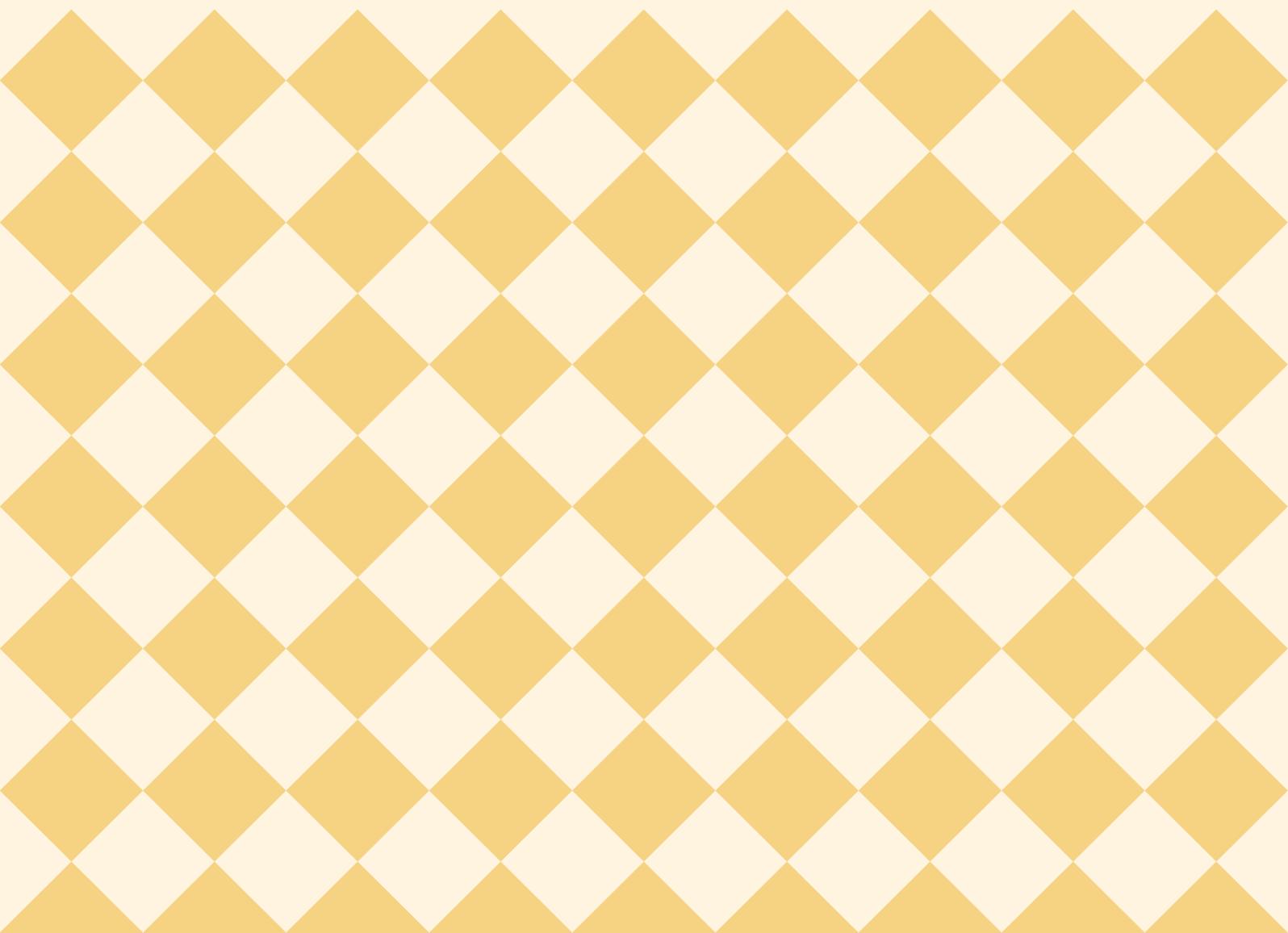
アグリビジネス

応援BOOK 2025

農家のパーティ

Creative Farmers Action in Akita City

秋田市の農家のおいしい挑戦、はじまります。



秋田市農業の魅力を引き出し、

ビジネスに挑戦する農家を応援します!!

市政の基本構想である「県都『あきた』創生プラン」では、基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」のもと、本市の経営資源を一体的かつ集中的に投入する分野として5つの創生戦略を設定しています。

そのうち、「戦略I 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり」では、5つの重点プログラムを設定し、その中の重点プログラムI「地域の強みをいかした産業の育成・創出」においては、6次産業化や農商工連携を農林水産物の付加価値向上につながる取組として、その促進を図ることとしています。

また、「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」においても、農家の所得向上と雇用の創出、農村の活性化のため、地域資源を活用した「6次産業化」「農商工連携」「都市農村交流」の促進を重点的取組事項に掲げ、アグリビジネスの展開を支援しています。

「農家のパーティ」とは

秋田市は街と農地が近い。

だから農家のみなさんが、
いろいろな仲間とつながれる。

農家



シェフ
料理研究家
蔵元
居酒屋
レストラン
スーパー
花屋
フラワーアーティスト など

「農家のパーティ」は、農業を元気にするアイデアを、どんどん実行していくプロジェクトです。みんなが秋田市の農産物を食べたくなる様々なアクションを育てていきます。

【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課 (TEL:018-888-5724)

6次産業化

→ P.6

農林水産物などの生産(1次産業)と加工(2次産業)、販売(3次産業)を一体化し、地域の農林水産業を中心に、地域で新たな付加価値を生み出す取組の事です。

加工研修室で製造した試作品



農商工連携

→ P.12

地域における特色ある農林水産物、美しい景観などの資源を有効活用し、農林漁業者と商工事業者が互いの強みを活かして、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことです。

アグリビジネス支援セミナーの様子



都市農村交流

→ P.14

都市と農山漁村を行き交うライフスタイルを広め、それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組の事です。

首都圏からのお客様と地元農家との交流も進めています

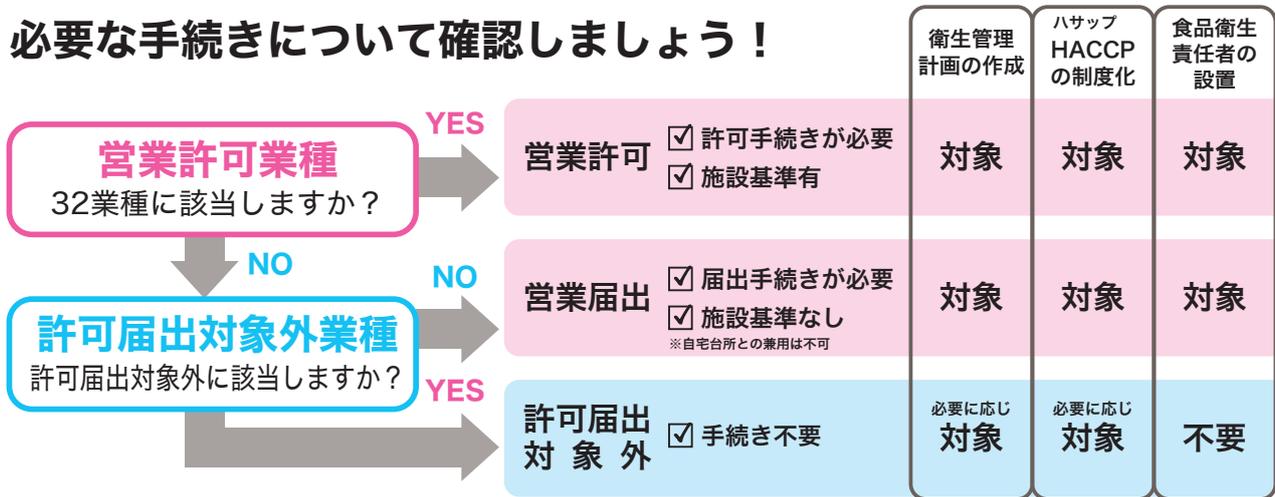


食品営業許可制度について

令和3年6月1日施行

食品衛生法の改正により、一部の対象外を除き、
すべての食品等事業者は営業許可もしくは**営業届出の対象**です。

必要な手続きについて確認しましょう！



営業許可業種

食中毒のリスクなどを踏まえて業種が再編（新設・統合・廃止）され、32業種が定められています。

項目	業種	項目	業種
1	飲食店営業	17	冰雪製造業
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、食品を調理された食品を販売する営業	18	液卵製造業
3	食肉販売業	19	食用油脂製造業
4	魚介類販売業	20	みそ又はしょうゆ製造業
5	魚介類競り売り営業	21	酒類製造業
6	集乳業	22	豆腐製造業
7	乳処理業	23	納豆製造業
8	特別牛乳搾取処理業	24	麺類製造業
9	食肉処理業	25	そうざい製造業
10	食品の放射線照射業	26	複合型そうざい製造業
11	菓子製造業	27	冷凍食品製造業
12	アイスクリーム類製造業	28	複合型冷凍食品製造業
13	乳製品製造業	29	漬物製造業
14	清涼飲料水製造業	30	密封包装食品製造業
15	食肉製品製造業	31	食品の小分け業
16	水産製品製造業	32	添加物製造業

営業届出が必要な業種

販売業（例）	・弁当販売 ・野菜果物販売 ・米穀販売 ・食肉販売（包装品）、魚介類販売（包装品） ・通信販売 ・コンビニエンスストア ・百貨店・総合スーパー ・自動販売機 など
製造・加工業（例）	・農産保存食料品製造（ジャム（冷蔵保管品）、山菜の水煮パック（冷蔵保管品）など） ・調味料製造 ・製茶、コーヒー製造（焙煎） ・海藻製造 など
その他（例）	行商、集団給食、器具・容器包装の製造 など

営業をする場合は、次のような対応が必要です。

1 食品衛生責任者の資格を取得

- ・資格を取得するには、食品衛生責任者養成講習会を受講する必要があります。日程は(公社)秋田県食品衛生協会ホームページや保健所にご確認ください。
- ・栄養士、調理師、製菓衛生師等の資格をお持ちの方は保健所への届出だけで食品衛生責任者になることができます。
- ・資格をお持ちの方でも、「衛生管理計画」の作成に不安がある場合は受講してください。

2 保健所への営業許可申請、営業届出の提出

- ・製造、加工、販売等をする場所を管轄する保健所に申請、届出をしてください。
- ・営業許可、届出施設は家庭用台所とは兼用できません。専用施設が必要です。
- ・営業許可施設は県条例の「施設基準」に適合する必要があります。
- ・営業許可の申請、届出には次の書類が必要です。

① 食品衛生責任者の資格証

② 水質検査の結果(許可のみ:上水道以外の場合)

③ 施設図面(許可のみ)

④ 申請手数料(許可のみ)

営業許可・届出の対象となるすべての施設は

「HACCPに沿った衛生管理」の実施 を行う必要があります。

◆ **HACCP**とは……………食品の製造において安全性を確保するための国際的に認められた管理手法のこと。
食の安全を証明するのが、HACCPです。

Hazard Analysis and Critical Control Point = 「**危害要因**分析に基づく**重要管理点**」

危害要因とは

「食の安全」を脅かす要因のこと

「生物的(微生物など)」「化学的(残留農薬、洗剤など)」「物理的(金属片、ガラス片など)」

重要管理点とは

原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程のこと

① HACCPに基づく衛生管理

【対象事業者 一例】

- と畜場(と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者等)
- 食鳥処理場(食鳥処理業者⇒認定小規模食鳥処理業者を除く)
- その他、事業者の規模等を考慮し、対象とするもの

業種ごとに手引き書があります
(厚生労働省HPより)



② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

【対象事業者 一例】

- 小規模事業者(食品加工に直接従事する者が50人未満)
- 当該店舗での小売販売を目的とした製造・加工等事業者(菓子製造販売、豆腐製造販売等)
- 提供する食品の種類が多く、変更が頻繁な業種(飲食店営業、そうざい製造業、パン製造業等)

その他、業種ごとに手引き書があります
(厚生労働省HPより)



対象業種に応じて、取り組むようにしてください。

【食品営業許可制度・HACCP制度についての問い合わせ先】秋田市保健所衛生検査課(TEL:018-883-1181)

6次産業化に関する秋田市の支援

秋田市では、6次産業化に取り組んでいるかた、取り組もうとしているかたに各種支援を行っています。

支援
1

事業を始める・拡大するための支援(6次産業化起業・事業拡大支援事業)

市内産農作物を活用した事業活動を促進するため、
農業者等が行う加工所・農家レストラン等の新設・増築、および商品開発、販路拡大等の取組に助成します。

対象

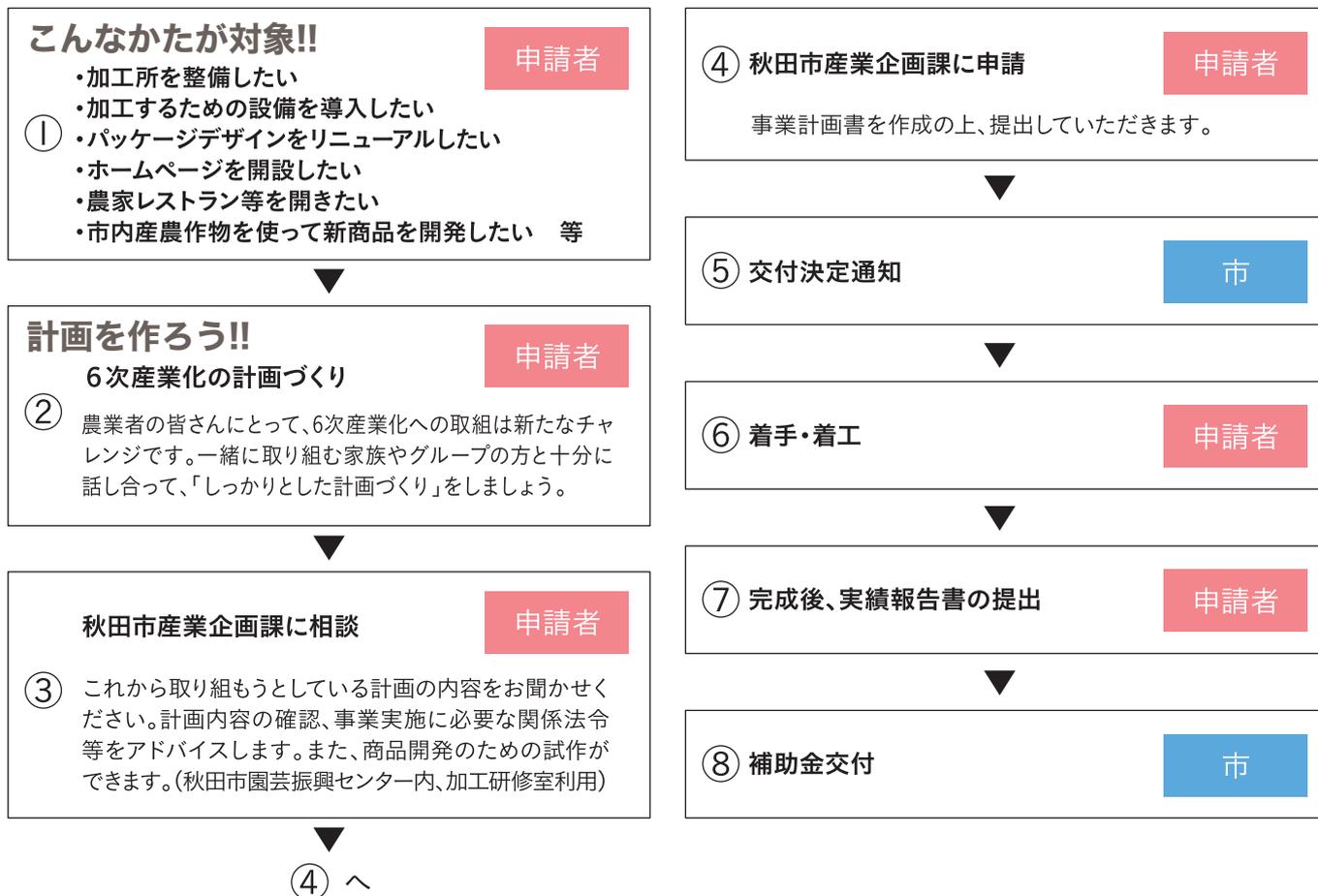
- ・農林漁業者(個人、グループ、農事組合法人、農業協同組合等)
- ・市内事業者(事業者により組織される団体を含む)

※ただし、実施主体が市内事業者の場合は、対象とする加工品の市内産農作物の利用割合が概ね2分の1を超えるものであること

補助額

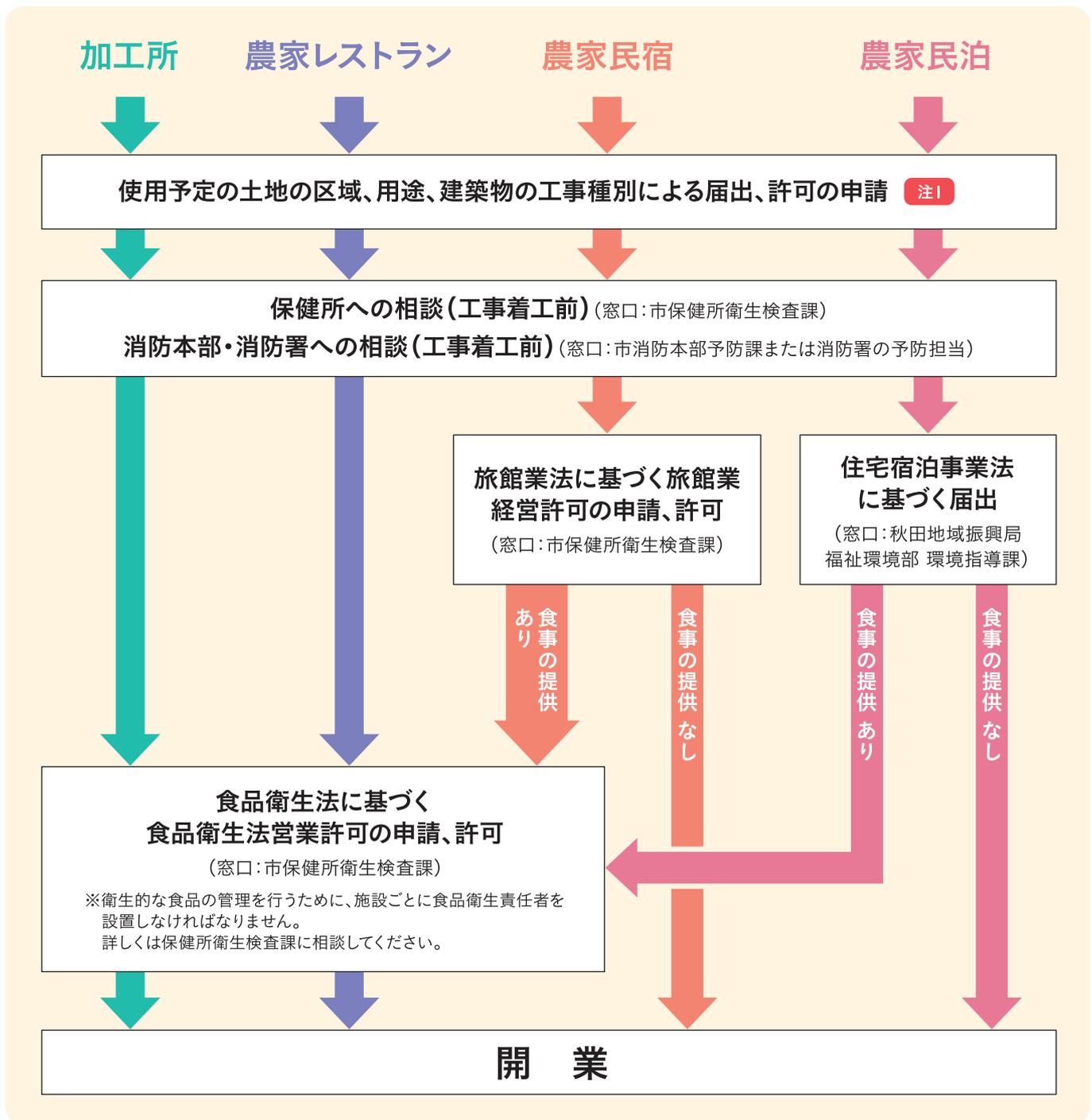
- 1.加工施設の新設および改修のための工事費ならびに機械設備購入および設置調整等の経費
……対象経費400万円以内は補助率1/2以内、
400万円を超えた部分については補助率1/3以内で補助の上限は400万円
- 2.商品開発・改良のための試作商品、パッケージ等制作費
……補助率1/2以内で補助の上限は50万円
- 3.農業者等が自宅等の一部を改築して農家民宿、農家民泊、農家レストラン、観光農園および直売所等を
開業するための施設整備等の経費
……補助率1/3以内で補助の上限は100万円

◆6次産業化の支援を受けるまでの流れ



【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課(TEL:018-888-5725)

◆たとえば、加工所・農家レストラン・農家民宿・農家民泊を始めるには…



注1

建てる場所の土地の区域や用途、建築物の工事種別によっては、届出・許可が必要です。詳しくは、以下に記載のある申請窓口までおたずねください。

項目	区域・用途等	必要な届出・許可申請
1	農地	農地法第4条または第5条に基づく農地転用の届出・許可申請 ●市街化区域……届出 ●市街化区域外……許可申請(窓口:市農業委員会)
2	市街化調整区域	都市計画法に基づく開発許可等申請(窓口:市都市計画課)
3	新築または10㎡を超える既存建物の増改築、移転	建築基準法に基づく建築確認申請(窓口:市建築指導課)

※1において、転用する農地の位置が「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域内にある場合は、別途用途変更手続きが必要となります。(窓口:市農業農村振興課)

※1～3の複数の要件に該当する場合、手続きの順番として、3の確認申請の前に1と2の届出・許可申請を行う必要があります。(1と2は同時)

※防火地域および準防火地域の場合は、建物の面積が10㎡以下でも建築確認申請が必要となります。

6次産業化を学ぶ

1. 出前講座(アグリビジネス支援事業)

個人および団体の要望に応じて、研修等を企画し、6次産業化や加工に関する知識と実践を学ぶための講師を派遣しています。

対象 アグリビジネスに取り組んでいる、または取り組もうとしている個人、法人、加工グループ等

2. 加工技術研修(アグリビジネス支援事業)

6次産業化に必要な農産加工等の知識および技術の習得をするための研修を受けることができます。

対象 6次産業化の実践を目指す農業者等

【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課(TEL:018-888-5725)

3. 農産加工品の試作(加工研修室)

自身で生産している野菜などを使って、加工品の試作をすることができます。
(例)野菜ペースト、カット野菜、乾燥野菜、ドライフルーツ、山菜の水煮など

詳細は、裏表紙を御覧ください。



加工技術研修の様子

支援 3

6次産業化実践者の支援

6次産業化に取り組んでいる個人、法人、加工グループ、農業者グループ等に対して、専任指導員が随時、個別相談を行っています。

- (例)・商品改良のためのレシピ開発
 ・販路拡大のためのマッチング商談
 ・食品衛生管理に関すること 等

【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課(TEL:018-888-5725)



支援 4

各種制度資金(融資)

※貸付利率は令和7年3月19日現在の利率です。
 ※なお、詳細な要件は融資機関にお問い合わせください。

項目	資金名	貸付対象者	貸付利率	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	1.70%	25年以内 (据置10年以内)	個人3億円(複数部門経営等は6億円) 法人10億円(民間金融機関との 協調融資の状況に応じ30億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者等	1.70%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金	六次産業化法等に基づく 農業改良資金融通法の特例適用者	無利子	12年以内 (据置5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化法の総合化事業計画の 認定を受けた農林漁業者団体	1.70%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (スーパーW資金)	アグリビジネス強化計画の認定を 受けた認定農業者設立した法人	1.70%	25年以内 (据置5年以内)	貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額
農協・銀行等	農業近代化資金	認定農業者	1.70%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者等	1.70%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

参考
1

国の六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画の認定について

農林漁業者等の方は、6次産業化に取り組む計画（総合化事業計画〔5年以内〕）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。

事業内容	<p>次のいずれかを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの生産に係る農林水産物等を、その不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産、または需要の開拓 ・自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善 ・これらを行うために必要な生産等の方式の改善
認定要件	<p>次の2つが満たされること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合化事業に係る種類の農林水産物等およびこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること。 ・農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が事業開始時点から終了時点までの間に向上、最終的には黒字となること。
認定時期	毎月末までに申請を受け付け、その翌月末までに認定の可否を決定

【問い合わせ先】東北農政局秋田県拠点地方参事官室6次産業化等担当(TEL:018-862-5639)
東北農政局農村振興部都市農村交流課(TEL:022-263-1111〔代表〕(内線4107、4052))

参考
2

国の農工商等連携促進法に基づく 農工商等連携事業計画の認定について

農林漁業者等の方は、中小企業者と農工商連携に取り組む計画（農工商等連携事業計画〔5年以内〕）を作成し、農林水産大臣および経済産業大臣の認定を受けることができます。

事業内容	<p>以下の基準に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること ・それぞれの経営資源を有効に活用するものであること ・新商品の開発、生産もしくは需要の開拓または新役務の開発提供もしくは需要の開拓を行うものであること
認定要件	<p>次の2つの指標が5年間で5%以上増加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値額（営業利益、人件費および減価償却費の合計） ・売上高（中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高）
認定時期	年間3回（6月、10月、2月）

【問い合わせ先】東北経済産業局産業部商業・流通サービス産業課地域ブランド展開支援室(TEL:022-221-4923)
東北農政局経営・事業支援部食品企業課(TEL:022-263-1111〔代表〕(内線4381))

地域資源活用価値創出(6次産業化含む)の支援について (旧農山漁村発イノベーション)

対策のポイント

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

事業目標

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加(100事業体[令和7年度まで])等

1. 地域資源活用価値創出推進事業(旧農山漁村発イノベーション推進事業)

- ①地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。(地域活性化型)
- ②地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決等を支援します。(創出支援型)
- ③農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。(農泊推進型)
- ④農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、専門人材の育成等を支援します。(農福連携型)

2. 地域資源活用価値創出整備事業(旧農山漁村発イノベーション整備事業)

- ①農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。(定住促進・交流対策型、産業支援型)
- ②農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。(農泊推進型)
- ③農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。(農福連携型)

〈事業の流れ〉



【問い合わせ先】東北農政局農村振興部(TEL:022-263-1111[代表])

農商工連携に関する秋田市の支援

支援 1

県外の商談会等に出展する費用の支援

市内産の一次産品を有効活用した加工品の製造・販路拡大を推進するため、県外の商談会等に出展する中小企業者等に対し、出展料や展示装飾費等、出展に要する費用の一部を助成します。

対象

市内に本社又は主たる事業所を置き、市内産の一次産品を原材料とする加工品の製造又は販売を行う中小企業者等

補助率

補助対象経費の合計額の1/2以内(上限30万円)

補助対象経費

出展料、展示装飾費、輸送費、旅費等

◆補助申請から交付までの流れ



【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課 (TEL:018-888-5725)

支援 2

農商工連携ビジネスの支援

(1) アグリビジネス事業家育成の支援

アグリビジネスへの参入を目指す農業者や商工業者のためのセミナーを開催するとともに、創業相談や事業計画立案、経営知識、ビジネスモデルの構築等をアドバイスするインキュベーション・マネージャーを配置しています。

(2) 農商工連携イベントの支援

農商工団体等が連携して実施する地場産品を活用したイベントに対し、その費用の一部を補助します。

補助率

1/2以内(上限50万円以内)

補助対象経費

イベント開催のための会場設営費、宣伝広告費等

【問い合わせ先】秋田市産業振興部産業企画課 (TEL:018-888-5725)

農商工連携に関する国等の支援

支援
1

農林漁業施設資金(農商工等連携)

P.9の支援4の「各種制度資金(融資)」をご参照ください。

支援
2

あきた農商工応援ファンド事業(助成金)

県内の中小企業等と農林漁業者が連携し、互いに有するノウハウや技術等を活用して取り組む商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

(1)農商工連携支援事業

事業主体

県内の中小企業者またはNPO法人等と農林漁業者の連携体

補助率

1/2以内(※一定条件を満たせば2/3以内)最大2年

単年度または1年目100万円以内 2年目は1年目の1/2以内

(2)農商工連携応援団体支援事業

事業主体

県内の中小企業者またはNPO法人等と農林漁業者の連携体が取り組む活動を支援する団体

補助率

2/3以内(※一定条件を満たせば10/10以内)最大2年

単年度または1年目100万円以内 2年目は1年目の1/2以内

対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たに取り組む商品の開発や改良 ② 開発や改良した商品の販路開拓(自己負担または他の制度を活用し、開発した商品を含む) ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組 ④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得 ⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開 ⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動 ⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査
助成対象経費	<p>専門家謝金、旅費、リース・レンタル料、試作費、委託費(外注加工費含む、委託費総額は総事業費の6割以内)、検査・試験・分析費、共同研究費、産業財産権等取得費、消耗品費、印刷製本費、広告費、通信運搬費、展示会等出展料、雑役務費、研修・人材育成費、会場借料</p>
一定条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 開発商品の販路が確定している場合 ② 秋田県総合食品研究センターのオリジナル技術や秋田県農業試験場が開発したオリジナル品種等を活用する場合

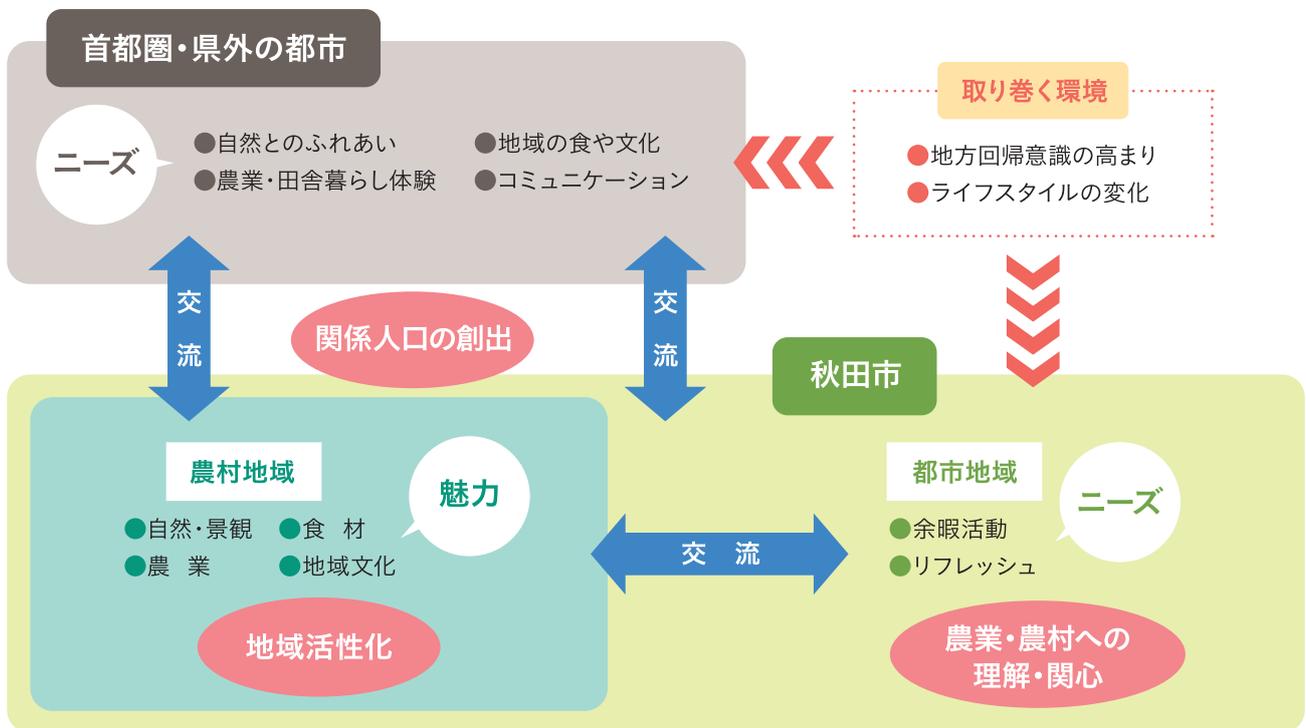
【問い合わせ先】公益財団法人あきた企業活性化センター(TEL:018-860-5702)

豊かな地域資源を活かして

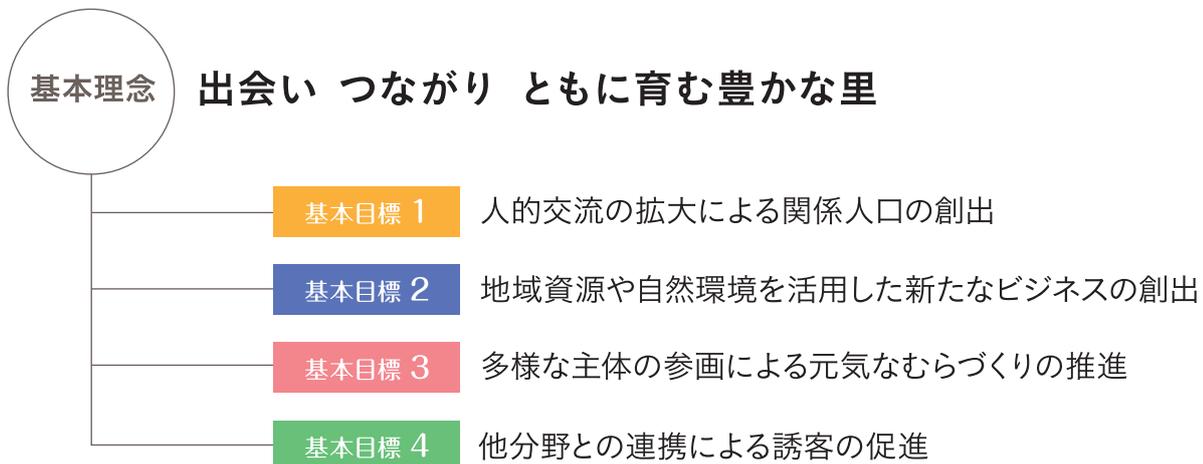
本市には、郊外に田園風景が広がる豊かな自然に囲まれた農村地域があり、そこには四季折々の自然や豊富な農産物、歴史ある伝統文化など、数多くの地域資源が息づいています。

こうした豊かな地域資源を活かし、市内や首都圏等の都市部から農村への新たな人の流れを呼び込むため、「第2次秋田市都市農村交流マスタープラン」(計画期間:令和4年度~令和8年度)に基づき、農業や地域文化等の体験プログラムの提供や農村地域の環境整備等を推進し、関係人口の創出や農村地域の活性化を目指します。

◆秋田市の目指す都市農村交流のイメージ



◆第2次秋田市都市農村交流マスタープランの基本理念と基本目標



都市農村交流を促進します

基本目標

1

人的交流の拡大による関係人口の創出

地域資源を活かした本市ならではの魅力的な体験・滞在プログラムの提供などにより、都市部と農村地域の人的交流を拡大し、関係人口の創出につなげます。

また、首都圏等からの人的交流を促すため、プロモーション活動などの効果的な情報発信とともに、来訪にかかる交通費等の支援拡充などに取り組みます。

農村の魅力体験ツアー

市民や首都圏等の都市住民を対象に、稲刈りや野菜収穫、きりたんぼづくりなどの農業、自然・文化を体験するツアーを実施しています。



基本目標

2

地域資源や自然環境を活用した新たなビジネスの創出

本市の豊かな自然や地域資源を有効活用した民間事業者によるビジネスの創出を促すとともに、農家民宿、農家民泊、農家レストラン、観光農園などの6次産業化に取り組む農業者等への支援やワーケーション等のリモートワークに対応した環境整備の促進などに取り組みます。

もちつき体験

上新城にある農家民宿「重松の家」では、季節ごとに様々な体験を実施しています。



基本目標

3

多様な主体の参画による元気なむらづくりの推進

援農ボランティアをはじめとした市民参画型の体験事業の充実のほか、民間事業者や団体、学生等と連携したプログラムの開発に取り組むなど、様々な交流形態をすることで元気なむらづくりを推進します。さらに都市と農村をつなぐ役割を担うコーディネーターの育成など、都市農村交流の促進に向けて人材育成や体制整備に取り組みます。

農山村地域活性化センター「さとびあ」による援農ボランティア事業

援農ボランティアと農家をマッチングすることにより、農作業を通じて本市農業への理解を深める機会を創出します。



基本目標

4

他分野との連携による誘客の促進

集客力のある祭りや伝統文化、複数のトップスポーツクラブ、中心市街地等の様々な文化施設などの本市の特性を活かし、観光やスポーツ、教育、福祉、工芸・芸術といった他分野と都市農村交流の連携を強化することで、相互の相乗効果の促進や本市ならではの体験・滞在プログラムの提供を図ります。

農村行事体験

小正月伝統行事の体験やだまこなべ作り体験を実施しています。



加工研修室を使って、 いろいろな加工にチャレンジしてみませんか？



秋田市仁井田の秋田市園芸振興センター加工研修室をぜひご利用ください。〈事前予約制〉

ご利用を希望する方は下記までお問い合わせください。

[予約先] 秋田市産業振興部産業企画課 TEL:018-888-5725

- 農産物の一次加工をしてみたい。
 - 加工品を作りたい。
 - 加工機器の導入を検討していて、色々な機器を試してみたい。
 - 加工技術を習得したい。
- など、6次産業化・農商工連携に取り組みたい方にオススメです。
また、随時見学も受け付けています。(無料)

主な加工機器

- ・豆さや剥き機
- ・裏ごし処理機
- ・スチームコンベクション
- ・カッターミキサー
- ・ブラストチラー
- ・卓上ミキサー
- ・野菜乾燥機
- ・フードスライサー
- ・真空包装機
- ・野菜洗浄機
- ・ラベルプリンター
- ・ポイル槽 等

使用者	単位	料金
市民	1時間につき	550円
市民以外	〃	1,100円

【利用時間】9:00~17:00

【休館日】土・日・祝日、年末年始

※料金は個人・団体利用を問いません。

加工技術講座研修

6次産業化に必要な農産加工の知識や技術について学びます。

詳しくは「広報あきた」や市ホームページでお知らせします。



所在地

〒010-1423 秋田市仁井田字小中島111番地1

アクセス

JR羽越線「羽後牛島駅」下車徒歩20分

JR秋田駅から車で約20分

秋田駅西口乗車

路線バス大野線「小中島 入口」下車、徒歩5分

路線バス大住みなみ野団地線「大住団地」下車、徒歩3分



City of Akita, Japan

[6次産業化・農商工連携に関する相談窓口]

秋田市産業振興部産業企画課 6次産業・販売戦略担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5725 FAX 018-888-5723 E-mail ro-agmn@city.akita.lg.jp

2025.03